

パートナーシップの法人格と当事者能力 ——日本とフランスの比較検討

小 梁 吉 章

1 はじめに

2011年の司法試験の選択科目・国際関係法（私法系）で、わが国の民事訴訟における外国のパートナーシップの当事者能力について出題された。詳細は末尾に記した。

当事者能力とは、民事訴訟において訴訟関係の当事者となることのできる一般的な資格のことをいい、わが国ではこの概念は、権利能力という実体法上の概念と密接な関係にある。権利能力は法律上の権利義務関係の主体となる資格、すなわち法律上の人格を有する者の能力をいうが、わが国の民法は自然人と法人に権利能力を認めている（同3条、34条）。法人とは法律に基づいて成立する社団や財団のことである（同33条）。法人であるということは、その構成員とは別に法律上の主体性が認められ、法人固有の財産を所有し、契約など法律行為に入ることができることを意味する。一方、わが国の民事訴訟法は、民事訴訟における「当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従う」（同28条）と規定している。したがって訴訟法上の能力は、実体法上の能力を基準とするので、わが国では、権利能力のある自然人と法人だけに当事者能力が認められることになる。法人格がなければ、権利能力がなく、当事者能力もない。わが国の会社法は、株式会社、合名会社、合資会社、合

22- パートナーシップの法人格と当事者能力 (小梁)

同会社を会社と定め (同2条1号), 会社を法人と定めている (同3条)。したがって会社は権利能力を有しており, 民事訴訟における当事者になることができる。しかし組合は契約であって (民法667条), 法人とされていないから, 組合自体に権利能力はなく, 本来, 当事者能力もない。わが国では法人格が当事者能力の判断の基準とされている。

ではパートナーシップはどうか。

パートナーシップはもともとイギリス起源の団体の形式である。その後アメリカや英国法系の国や地域に広がったものであり, 本来, わが国には存在しない団体形式であったから, 法律が予定しようはずもない。またイギリス法は, パートナーシップをその構成員であるパートナーのあいだに結ばれた契約関係であるとしている。したがってパートナーシップはわが国の会社法にいう会社ではなく, わが国では法人格を認められるものではない。たとえばわが国の裁判例は, ときにパートナーシップを「組合」に類似するとしている。法人格がないから権利能力がなく, パートナーシップは本来, わが国では当事者能力がないことになる。

しかしイギリスではパートナーシップは会社とともに事業主体のひとつである⁽¹⁾。事業主体であるということは, 第三者と売買や貸借などの契約関係に入ることである。契約をすれば, 紛争が生じることがある。その解決には, 訴訟が提起されることもある。外国のパートナーシップがわが国の会社などと契約をして, 紛争が生じた場合, 外国のパートナーシップがわが国の裁判所に民事訴訟を提起し, あるいは提起される可能性もある。わが国においてはパートナーシップなどの外国の団体の当事者能力について, すでにある程度の裁判例が蓄積されており, また学説の蓄積もある。

(1) イギリス政府の作成する起業促進サイト Business Link は, 会社とパートナーシップを並列して説明している。

<http://www.businesslink.gov.uk/bdotg/action/layer?topicId=1085161962> を参照。

本稿では、次の観点からこの問題を検討する。

第一に、外国法人について民法上、認許の制度があるように、この問題は外国国家が認めた権限をわが国でも認めるのか認めないのかという、承認アプローチをとるべき問題であることを明らかにする。これはフランス法のアプローチである。わが国では外国のパートナーシップの当事者能力という問題は、実体の問題ととらえるのか、手続の問題ととらえるのか、さらにそれぞれの国の法律によって判断するのか、という準拠法アプローチから検討されている。国際関係法(私法系)の問題の出題の趣旨にあるとおりである。フランスにもパートナーシップは存在せず、法律も予定していない⁽²⁾。またフランス法は合名会社、合資会社、匿名会社、有限会社を会社とし、会社に法人格があるとしている(商法典L210-6条)⁽³⁾。ここまではわが国と同じである。しかし外国のパートナーシップの当事者能力の問題について、これを外国の国家が私人に認めた権限・資格を自国で承認するかという承認の問題として理解している。これはわが国の準拠法アプローチと異なっている。承認アプローチは、団体の従属法のうち訴訟法によって当事者能力を判断するという、従来の属人法説に類似しているようであるが、属人法説が外国の訴訟法が与えている当事者能力をそのまま判断基準とするのにたいして、承認アプローチはわが国の国際民事訴訟法の法理に基づいて承認するというステップを経る点が異なっている。手続は法廷地法によるのである。

第二に、わが国民事訴訟法は、法人格の有無を基準に当事者能力を判断し

-
- (2) この点についてはクリフォード・チャンス法律事務所のパリ事務所の元パートナーで、パリ弁護士会員のヴェルコフスコイ弁護士(Maître Pierre Verkhovskoy)から多くを教えていただいた。記して感謝する。また、J. Paillusseau, *Le droit moderne de la personnalité morale*, *RTD civ.* (4) oct.-déc. 1993, p. 706 を参照した。
- (3) 同条第1項前段は、「営利会社 (*les sociétés commerciales*) は、商業会社登記への登録の時点から法人格 (*la personnalité morale*) を有する」と規定する。営利会社には、合資会社、合名会社、有限会社、株式会社をいう(同L210-1条2項)。

24- パートナーシップの法人格と当事者能力（小梁）

ている。しかしわが国民事訴訟法には法人格なき団体にも代表者の定めがある場合には、当事者能力を認めるとする規定（29条）があるために、パートナーシップについてもこの規定によって当事者能力を認める裁判例がある。一方、フランス法にはわが国民事訴訟法29条に相当する規定がなく、当事者能力について厳密な判断が行われている。外国パートナーシップの当事者能力を認めるうえで「法人格なき団体」の法理を利用することができないのである。もとより法人格という概念自体がシビル・ローに固有のものである。この概念がパートナーシップに妥当しないことを明らかにする。

第三に、条約の優位性という点である。承認アプローチは、外国の訴訟法が当事者能力を認めている場合には、わが国の国際民事訴訟法の法理によってこの当事者能力を認めるものであるが、仮に当該国との間に能力を相互に承認する国際条約があるならば、条約は国内法に優先するから、国内法である国際民事訴訟法の法理によることなく、国際条約の規定を適用すべきことを明らかにする。たまたま2011年3月17日、破毀院は仏米間の国際条約に基づいて、アメリカのパートナーシップの当事者能力を認める判決を出している。一方、わが国の裁判例では、外国のパートナーシップの当事者能力の根拠として、積極的に国際条約を挙げることを避けているようにうかがえる。

パートナーシップの法人格と当事者能力についてわが国とフランスの考え方を検討してみることにしよう。

2 パートナーシップと法人格

イギリスのパートナーシップには、全員が無限責任を負うジェネラル・パートナーシップと無限責任を負うパートナーと責任の限度が限定されているパートナーが混在するリミテッド・パートナーシップがある。パートナーシップの基本法として1890年のパートナーシップ法（PSA1890）があり、リミテッド・パートナーシップについては1907年のリミテッド・パートナ

ーシップ法(LPA1907)がある。

PSA1890は、パートナーシップを「経済的利益を共通にする者のあいだの関係 (*relation*)」と定義している(同1条1項)。パートナーシップはパートナーのあいだの「関係」に過ぎないのである⁽⁴⁾。その一方、同法はこの「関係」から集合的に「*firm*」が形成されるとしている(同4条1項)。そしてシビル・ローの影響のあるスコットランドの *firm* については、これを *a legal person distinct from the partners* としているが(同2項)、イングランドやウェールズの *firm* についてはなにも述べていない。しかし *firm* は経済的な事業主体であるから、取引契約をすることができる。この取引契約上の債務について、個々のパートナーとパートナーシップが責任を負い(同6条)、さらにパートナーシップは固有の財産を所有することができる(同20条)。

LPA1907は、リミテッド・パートナーシップについても *firm* の概念を使うこととし、リミテッド・パートナーシップについて PSA1890 によることとしているので⁽⁵⁾、法人格という概念をあてはまらないことになる。さらにリミテッド・パートナーシップの場合には登録を要し(LPA1907第5条)、登録のないリミテッド・パートナーシップはジェネラル・パートナーシップとみなされる。

法人格とは、構成員の財産とは区別された団体固有の財産があることを要

(4) 同法は、パートナーシップはパートナーの破産によって終了し(同33条1項)、終了のさいにその損失はパートナーが負担するとしている(同44条a号)。わが国民法は、組合の組合員について破産手続開始決定があったときは、同組合員は脱退すると規定しているので(民法679条2号)、イギリス・パートナーシップ法の前者の規定はわが国組合と若干異なるが、後者の損失負担は類似する(民法674条)。

(5) J. A. McCahery and E. P. M. Vermeulen, *Limited Partnership Reform in the United Kingdom: A Competitive, Venture Capital Oriented Business Form*, 5 *European Business Organization L. Rev.*, 61, 79 (2004). 同レポートは、イギリスでのリミテッド・ライアビリティ法の改正が検討されたとき、法人格を明記することも考慮されたが、税務の観点(パス・スルーとするか否か)からこれを行わなかったとしている。

素の一つとするから⁽⁶⁾、固有財産の所有を認められるパートナーシップは法人と機能的に変わらない。

アメリカではパートナーシップ法制は州法によることとされ、全国的なレベルで統一法が定められている。1997年の統一パートナーシップ法(UPA1997)は、パートナーシップに法人格(§ 201)や当事者能力を認めている(§ 307)⁽⁷⁾。2001年の統一リミテッド・パートナーシップ法(ULPA2001)も同様である(法人格について § 104, 当事者能力について § 105)。

3 準拠法アプローチと承認アプローチ

わが国の裁判例では、外国のパートナーシップや法人格のない団体の当事者能力について、属人法(従属法)主義と法廷地法主義の対立として理解されることがあった。属人法主義は、パートナーシップや団体がその設立地で当事者能力を認められていれば、わが国でも認めるという立場である。法廷地法主義とは、法廷地であるわが国の民事訴訟法によってパートナーシップや団体の当事者能力を判断する考え方である。

しかしわが国において当事者能力が権利能力を前提としていることから明らかなように、この問題は実体法と訴訟法が組み合わせられた問題であり、またその準拠法にも属人法(設立地の法)と法廷地法(裁判手続がとられる地の法)がある。現在、わが国では準拠法アプローチから理解されている⁽⁸⁾。

(6) R. Saleilles, *De la personnalité juridique*, LNDJ, 1910, 18ème leçon (p. 418 et s).

(7) Calvert Magruder and Roger S. Foster, *Jurisdiction over Partnerships*, 37 *Harv. L. Rev.*, 793 (1924). 同レポートは *East Denver Municipal Irrigation District v. Doherty*, 293 *Fed. 804* (S.D.N.Y. 1923)を例にしている。

(8) 高桑昭「当事者能力」高桑=道垣内編著『新・裁判実務体系 国際民事訴訟法(財産法関係)』(青林書院, 2002年)163頁を参照。

たとえば、2011年の司法試験のあとに公表された「出題の趣旨」は、「法廷地法である民事訴訟法第28条の『その他の法令』としての法人の従属法に関する国際私法規則の解釈」を示すことを求めている。

外国のパートナーシップや団体の当事者能力が問題となるのは、このパートナーシップなどがその設立された地の国では、当事者能力が認められていることが前提となる。そもそも設立地で当事者能力がなければ、設立地でもない国でそれ以上の権限を認められるわけがないからである。そうすると問題は、設立地でパートナーシップなどに認められた当事者能力を、わが国が認めるかどうかということになる。

外国のパートナーシップの当事者能力を認許することはできないのだろうか。

(1) わが国の認許

この点について、民法に外国法人の「認許」の制度がある(同35条1項)。認許とは*recognition, reconnaissance*の訳であるとされている⁽⁹⁾。認許の対象は「国、国の行政区画及び外国会社」である。認許された外国法人は、日本の同種の法人と同一の私権を有する(同2項)。「認許」によって、わが国において権利義務関係を有することになった場合、外国法人もこの権利義務に関して法人格を認められることになる⁽¹⁰⁾。民法上の認許について特段の規定がないから、認許にはわが国で特別の手続を要することなく、外国の会社などの外国法人の権利は日本において当然に承認される⁽¹¹⁾。ただし、外国の会

(9) 河村博文「外国法人認許の意義」早法75巻3号257頁。

(10) 林=前田編著『新版注釈民法(2)総則(2)』(有斐閣, 2991)194頁【溜池良夫執筆】を参照。

(11) 梅博士は「外国の商事会社をもって法人と看なさざれば内国の商事会社を法人と認めざるによりて生ずる不便と同一なる不便を感じ」としている(現代仮名遣いにした)(梅謙次郎『訂正増補民法要議巻之一総則編(復刻版)』(有斐閣, 1984)86頁)。

28- パートナーシップの法人格と当事者能力（小梁）

社がわが国で継続的に取引をするような場合は、わが国に窓口を設けなければならない、会社法はわが国における代表者を定め、そのうち少なくとも一人はわが国に住所を有する者としなければならないとし（同817条1項）、さらにわが国で登記しなければならない（同818条1項）。

次の事例は、わが国では代表者を定めず、登記のない外国法人にわが国の民事訴訟の当事者能力を認めた事例である。

① 東京高判平成12年2月3日⁽¹²⁾

ドイツで盗難保険を付されたレンタカーがイタリアで盗難にあい、その後転々として、わが国の居住者がこれを購入した。ドイツの保険会社が盗難保険金を支払い、占有者に自動車の引渡しを求めた事件である。法科大学院では、一般に登記登録のある動産の所有権の得喪の準拠法に関する事件として取り上げられているが、第一審、控訴審では外国の株式会社の当事者能力も争われた。

第一審⁽¹³⁾は、「日本で認許されていない外国法人でも、日本において活動することができないものの、外国で活動することまでは否定されないことは明らかであり、外国で活動した結果取得した権利である限り、それに基づいて権利行使をし、日本の裁判所に原告として訴訟を提起し、その代表者が出頭することは当然に許されるものといわなければならない」とした。認許に特別の手續を要しないとすれば、このドイツの保険会社について「日本で認許されていない外国法人」であるとしたことは、妥当とは言いがたい。

控訴審は、「外国法人は、これが商事会社であれば、民法上当然に日本における法人格が承認され、日本法上の法人と同様の権利能力、訴訟能力等を

(12) 東京高判平成12年2月3日判決時1709号43頁。第一審判決は、浦和地越谷支判平成11年2月22日民集56巻8号2047頁、上告審判決は最三判平成14年10月29日民集56巻8号1964頁。

(13) 浦和地越谷支判平成11年2月22日民集56巻8号2047頁。

有] するとして、民法の認許について述べ、原告のドイツの保険会社は「ドイツ法に基づいて設立され本店をドイツ国内に置く外国法人であり、自動車保険等の保険業務を行う商事会社であることを認めることができるから、控訴人は、民法(旧)36条(現行35条)により、日本法上も法人格と法人能力を承認すべき外国法人」であり、当事者能力があるとした。

本件は上告されたが、ドイツの保険会社の当事者能力は論点になっていない。

(2) フランスでの外国法人の当事者能力の承認

わが国民法上の認許にあたる制度を、フランスは特別法と判例によって形成している。

すでに1853年の破毀院判決は、隣国のベルギーの会社についてわが国の認許と同様の趣旨を認めている。フランスはベルギーをはじめとして、イタリア、ドイツ、アメリカなどと会社の相互進出とその裁判上の権利を認める国際条約を結んでいる⁽¹⁴⁾。さらに欧州連合という経済的な枠組みのなかでは、1957年の欧州経済共同体条約58条において共同体加盟国の会社等に自国民待遇を認めることを規定し、これは1993年の欧州共同体条約48条に継承され、さらに現在の欧州連合機能条約では54条に規定されている。欧州連合加盟国では相互認許が条約で決められていることになる。一方、国際条約のない国や欧州連合に参加していない国の会社についても、1991年破毀院判決は、欧

(14) 1927年10月27日フランス・ベルギー設立条約4条は両国の会社に裁判を受ける権利を相互に認め、5条で内国民待遇を定めている。1930年3月31日フランス・ルクセンブルグ設立条約3条は相互認許、7条は裁判を受ける権利、4条は最優遇国待遇を定めている。1951年8月23日フランス・イタリア設立条約は7条で相互認許を定めている。1933年5月12日フランス・カナダ友好通商航海条約7条は会社の相互認許と当事者能力の相互承認を定めている。1956年10月27日フランス・ドイツ設立航海条約6条1項は相互認許を定めているなど、多くの国と条約がある。日本、イギリスとは会社の相互認許に関する条約はない。

州人権条約を理由に相互に裁判上の権利を認めることを明らかにした。

② 1853年7月26日破毀院民事部判決⁽¹⁵⁾

ベルギーの会社がフランスの居住者にたいする債権があるとして、フランスの商事裁判所に債権代金支払い請求の訴えを提起し、フランスでの当事者能力が問題となった。控訴院は「ベルギー会社である原告はフランスでその権利を遂行する権利と利益を有する」と判決で述べた。破毀院は、敗訴した被告の上告を退けた。

本判決の前、フランスはベルギーとのあいだで問題を抱えていた。従来、ベルギーはフランスの会社のベルギーでの権利行使を認めていたが、1849年2月8日になって、ベルギー破毀院は突然、フランスの会社のベルギーでの当事者能力を認めない旨の判決を出したのである。それから時間を経ずして、フランスはベルギーにたいして報復的な判決ではなく、宥和的な判決を出したのである。当時は産業資本主義の勃興期であった。製鉄業など経済関係が緊密な両国では司法上の争いが残ることを避けたのであろう。本判決のあとに、フランスでは1857年5月30日-6月11日の「ベルギーで適法に設立された商業、工業、金融業の匿名会社その他商事会社のフランスにおける権利行使に関する法律」⁽¹⁶⁾を定めた⁽¹⁷⁾。同法は2条で構成され、同1条はベルギーの会社にフランスにおける当事者能力を認めることを規定し、同2条はベル

(15) Cass., Ch. civ., 26 juillet 1853, S., 1853, p. 688.

(16) Loi du 30 mai-11 juin 1857 qui autorise les sociétés anonymes et autres associations commerciales, industrielles ou financières, légalement constituées en Belgique, à exercer leurs droits en France. D, 1857, quatrième partie, p. 75.

(17) 同法を記載する1853年のダローズ誌は、同法の立法趣旨を掲げている。当時フランス国内では会社の設立に免許主義がとられていたが、ベルギー会社を自動認許することに各地の商工会議所が反対していた。フランスの立法がベルギーに遅れたのは、この反対があったためである。相互主義が立法を促した。

ギー以外の国にも法令によって同趣旨を定めると規定した。ベルギーはフランスの動きに先行して1855年5月14日に審署された法律でフランスの会社の権利行使を認めていた。両国間の経済関係を考慮したものである。

③ 1991年6月25日破毀院民事第一部判決(90-13849)

欧州経済共同体が形成され、加盟国相互の認許が定められたが、共同体非加盟のリヒテンシュタインの会社の能力が問題となった事件である。

リヒテンシュタインの会社がフランスの農業経営者に融資したが、期日に返済がなかったとしてリヒテンシュタイン会社が債務者を相手にフランスの裁判所に訴えを提起した。債務者敗訴の判決が出たので、債務者は、上記の1857年5月30日-6月11日法2条を挙げて、フランスの認可決定がある場合、または条約が認める場合のみ外国の会社は当事者があるのであり、リヒテンシュタインはこれにあたらないと主張して上告した。破毀院は、欧州人権条約(人権と基本的自由の保護のための条約)⁽¹⁸⁾の6条(衡平な裁判を受ける権利)と第一付属議定書1条(自然人、法人の財産権保護)を挙げ、「その国籍にかかわらず、すべての法主体はその財産と利益を守るために、フランスで当事者となることができる」として、外国の法人格のある会社の当事者能力を認めた。外国の法人格ある団体にフランスの当事者能力を認めた事件とされている⁽¹⁹⁾。

④ 1994年11月15日破毀院商事部判決(92-20809)

アラブ首長国連邦の会社Xは、その所有する船舶について会社Zの複数の子会社と傭船契約を締結した。Zはこれら子会社の債務履行を保証し、さら

(18) Convention de sauvegarde des Droits de l'Homme et des Libertés fondamentales de Rome, 4.XI.1950.

(19) J.-F. Barbieri, *Bulletin Joly Société*, 2011, no 5, p.407.

32- パートナーシップの法人格と当事者能力 (小梁)

に銀行Yが100万ドルの取消不能スタンドバイ信用状によって、Zの保証を補完した。備船契約をした会社とZがそれぞれ債務不履行に陥ったので、XはYに信用状の履行を請求したが、YはXとZのあいだでZの保証債務を免除するという合意があることを理由に、支払いを拒絶した。

原判決（パリ控訴院1992年10月23日）は、欧州人権条約を適用して、Xの当事者能力を認め、Yに支払いを命じる判決を言い渡した。Yは、アラブ首長国連邦は欧州人権条約の締約国ではないとして、上告した。破毀院は、欧州人権条約6条は「国内法以上の価値を有する規定」であり、加盟国の自然人、法人であるかどうかを問わないとして、上告を棄却した。

(3) フランスでのパートナーシップの当事者能力の承認

上記の②と③は、わが国の認許と同様に、設立地では権利能力を認められ、法人格を有し、当事者能力のある法人に関する事件であった。これらにたいしてフランスの裁判例はわが国の認許と同様の考え方をしている。

次の問題は、設立地では法人格がない場合である。⑤の事件は、イギリスのパートナーシップの事例である。イギリス法上、法人格という概念が妥当しない。しかし2011年の司法試験の問題が「法人格はないが、当事者能力は認められているものとして答えなさい」と指示していたように、わが国では設立準拠法による法人格の有無を基準としている。ところがフランスでは「法人格」という視点から判断していない。パートナーシップなどの外国の団体がその設立地で裁判上の権限を有しているかどうかということを基準としている。

⑤ 1997年1月21日破毀院商事部判決 (95-12216)

イギリスのリミテッド・パートナーシップであるファッション・ブランドがフランスの会社と独占販売契約を結んでいたが、パートナーシップ側が一方的に独占販売契約を破棄し、別会社と販売契約を締結したので、フラン

スの会社がパートナーシップにたいして損害賠償請求の訴えを提起し、請求が認容された。その後、パートナーシップが会社に改組して、控訴したが、控訴院は控訴を却下した。上告したが破毀院は棄却した。

⑥ 1998年10月27日破毀院商事部判決(96-14114)

フランスの会社数社について裁判上の更生手続がとられたが、その後更生手続が廃止され、裁判上の清算手続に移行し、破産会社の資産をスエズ・グループが構成する共有ファンドに譲渡することになった。破産手続中に、破産債権者の一つがこの共有ファンドを相手にこの資産譲渡について異議を申し立てた。ファンドの投資家各社が共同被告となり、そのなかにルクセンブルグの合資会社、イギリスのリミテッド・パートナーシップが入っていたが、破毀院は共同被告としての当事者能力を認めた。

(4) まとめ

フランスでは、設立地の法律に基づいて適法に設立された株式会社などの社団の権利能力、当事者能力については、わが国民法の認許と同じように、自動的に認めている。それにとどまらず、その設立準拠法の地では法人格(*personnalité morale*)があるとは明示されていなくても、裁判上の当事者能力(*droit d'ester en justice*)が認められれば、フランスでの当事者能力を認めている。ただし、設立準拠法の地で認められている権利以上の権利を認めるものではない。

わが国の民法は、外国の会社を認許の対象としており、パートナーシップは会社ではない。したがってわが国ではパートナーシップについて認許し、その設立地で認められた権利能力をわが国で承認することはできない。しかし当事者能力と権利能力がわが国民事訴訟法では結び付けられているとはいえ、ひとつは実体法上の権利、もう一つは訴訟法上の権利であって、異なるものである。外国で与えられた権利能力を認許できないということは外国で

与えられた当事者能力を認めないことの理由にはならないと考える。

3 法人格なき団体のあつかい

外国で適法に設立された会社は設立された地では法人格を有しており、上記のとおり、認許され、権利を承認される。この点ではわが国とフランスで大きな差はない。

違いが生じるのは、パートナーシップなど法人格のない団体であり、会社ではない団体の場合である。

(1) わが国での法人格なき社団の法理の適用

民法上、認許される外国法人は、設立地での権利能力をわが国が認めるから、わが国の当事者能力を認められる。まず問題になるのは、設立地では法人格を認められているが、わが国では認許されない外国の公益目的団体である。民法上、外国の公益目的の団体はわが国での認許の対象にならないので、これら公益団体はわが国では法人格を認められない。しかし認許されない外国法人でもその設立準拠法の地では当事者能力が認められるものがあるから、わが国でその当事者能力を認めるために、認許とは異なった理由づけが必要になる。そこで根拠になるのが、民事訴訟法の「当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従う」（同28条）と「法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において訴え、又は訴えられることができる」（同29条）という規定である。たとえば、前記のとおり、組合には本来、法人格はないが、組合の多くは代表者をおき、また内部規則も定めているから、こうした組合には判例上、当事者能力が認められることになる⁽²⁰⁾。

次の裁判例は、外国の公益目的団体やパートナーシップについて、わが国

の民事訴訟の当事者能力が争われた事例である。パートナーシップを組合であるとして、当事者能力を認めなかった一例(⑦の第一審)を除いて、わが国の当事者能力を認めているが、その理由として、わが国では法人格なき団体であるとして、わが国民事訴訟法29条によって当事者能力を認める判決(⑦, ⑧, ⑨, ⑩の第一審, ⑪, ⑫)と設立地で能力があれば、わが国民事訴訟法28条によって当事者能力を認めるという判決(⑧の第一審, ⑩)の二つの種類がある。

⑦ 東京高判昭和30年8月9日⁽²¹⁾

パートナーシップXはイギリス法に基づいて香港で設立され、資本金があり、輸出入業と鉱山業の事業登録をし、マネージング・パートナーに代表権があった。YはXの東京事務所支配人として採用され、東京事務所の賃借、使用人の雇用、日常業務にあたっていたが、事務所の賃借人をXからYに名義変更した。Xは、Yの支配人の権限を解除して、事務所の明渡しの仮処分を申し立て、占有移転禁止の仮処分決定を得て、その認可を求める訴えを提起した。

第一審⁽²²⁾は、このパートナーシップが「設立に際して基本的事項を定めた

(20) 最三判昭和37年12月18日民集16巻12号2422頁。銀行3行の支店が融資先の会社の事業再建のため、自行の債権保全のために民法上の任意組合として「三銀行団債権管理委員会」を結成して、各行の貸金債権を同委員会に譲渡した。一方、同委員会は融資先会社の売掛金債権を譲り受けて、売掛金債務者に支払いを求めた。これに債務者の一つが「訴訟法上当事者能力を有するのは、自然人、法人及び代表者、管理人の定めのある社団又は財団に限られるから、原告委員会が当事者能力を有しない」として異議をとなえた。最高裁はこの「組合は、(旧)民訴46条所定の『権利能力なき社団にして代表者の定あるもの』として訴訟上の当事者能力」があるとした。

(21) 東京高判昭和30年8月9日下民集6巻8号1583頁, 判時64号17頁。山田教授は、法廷地訴訟法の独自の立場から外国の団体の当事者能力を判断すべきであるとして、イギリス法上のパートナーシップにわが国の旧民事訴訟法46条を直接適用した本判決を妥当とされている(山田鏡一・ジュリ199号67頁)。

36- パートナーシップの法人格と当事者能力 (小梁)

文書による、定款規約のごときものは作成されていない、パートナーシップに関する事項はすべて口頭で構成員間に契約されたにすぎないの、「個人的色彩が甚だ強くこのような団体は到底社団とは認め難い」として、パートナーシップの当事者能力を否定した。

控訴審は、Xが「わが民法規定するところの組合に酷似した組織体」であり、「個人的色彩強くわが民法上の組合に近い性質を有する」が、「(旧) 民事訴訟法第46条 (現行29条) にいわゆる『法人に非ざる社団にして代表者の定あるもの』に該当し、当事者能力を有するものと解する」として、原判決を取り消し、差し戻した。

⑧ 東京高判昭和43年6月28日⁽²³⁾

パートナーシップX (買主) は、イギリス領ケニアの法律に基づいて設立・登記され、当事者能力を有するとされていた。Xはわが国に事務所を有するY (売主) と鋼材の売買契約を締結したが、売主が契約どおりの履行をしなかったので、損害賠償請求の訴えを提起した。

第一審⁽²⁴⁾ は、「(旧) 民事訴訟法第45条 (現行28条) は、当事者能力および

(22) 東京地判昭和30年3月31日下民集6巻3号616頁, 判時64号18頁, 判タ52号60頁。平出教授は、本判決がパートナーシップを「組合」と性質決定し、当事者能力を否定したことについて、社団の原理と組合の原理は団体に併存することがあり、本団体は社団であって、当事者能力を否定したことは妥当でないとされている (平出慶道・ジュリ157号68頁)。

(23) 東京高判昭和43年6月28日高民集21巻4号353頁, 判タ226号85頁。田辺弁護士は当事者能力の問題は手続にあたらないので、従属法の実体法によるとされている (田辺信彦・ジュリ483号148頁)。

(24) 東京地判昭和35年8月9日下民集11巻8号1647頁, 判時239号10頁, 判タ112号55頁。土井教授は、当事者能力は当該団体の従属法により、従属法のうちの訴訟法によって当事者能力が認められていればわが国でもこれを認めるとされている (土井輝生・ジュリ235号84頁)。大原教授も、従属法の訴訟法によるとされている (大原栄一・別冊ジュリ16号44頁)。

訴訟能力は本法に別段の定めある場合を除く外、民法その他の法令に従うと定めている」ので、「外国人が当事者である場合にはその当事者能力および訴訟能力は、『その他の法令』であるところの法例によって」定められ、「当事者能力の有無は能力の一般的準拠法である属人法によってこれを定める」ことになり、原告は「その設立準拠法であり、かつ住所地法でもあるケニヤの法令によって当事者能力を与えられている」ので、わが国でも当事者能力を有するとした。

控訴審は、「外国の法令により設立された『パートナーシップ』がわが国において民事訴訟を遂行するにつき当事者能力を有するか否かは一の国際民事訴訟法上の問題」であり、「司法作用は国家権力の発動であるから、民事訴訟については原則として訴訟の行われる地の法律すなわち法廷地法を適用すべきであり、当事者能力も一の民事訴訟上の概念であるから法廷地法によるべき」で、Xは「代表権の定めのある人格なき社団であると解せられるから、わが(旧)民事訴訟法第46条(現行29条)によって当事者能力を有する」とした。

⑨ 東京地判昭和47年5月16日⁽²⁵⁾

Xはリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ(LLP)のアメリカ・ニューヨーク州の法律事務所である。LLPには当事者能力が認められている。Yは他の会社と共同でマラヤ国での鉱山開発事業を行うため契約作成

(25) 東京地判昭和47年5月16日下民集23巻5～8号230頁,判タ279号232頁。古木弁護士は条約4条1項に基づいて、パートナーシップは組合に類似するから、法人格を認められないとされている(古木睦美・ジュリ531号112頁)。大原教授は、②の原判決(東京地判昭和35年8月9日)の判例評釈で、「友好通商航海条約が結ばれている国との間では、会社互認約款により」、当事者能力の享有が認められるとされている(大原栄一・別冊ジュリ16号44頁)。本判決は条約を適用することなく、旧民事訴訟法46条(現行29条)によるとしている。

をXのパートナー弁護士であるAに依頼し、報酬の条件として鉱山開発にともなうロイヤルティの一部をXに支払うこととした。ところがこの支払いがなかったため、XがYらを相手に損害賠償を請求した。

東京地裁は、Xの「当事者能力は、(旧) 民事訴訟法第46条(現行29条)によって決せられ」ることになり、「同法同条の『法人に非ざる社団・・・・にして代表者・・・・の定あるもの』に該当する」として、当事者能力を認めた⁽²⁶⁾。

⑩ 東京高判昭和49年12月20日⁽²⁷⁾

公益目的の財団法人Xは韓国法に基づいて設立され、同地で登記されている。同国内に主たる事務所を有し、さらに東京都内の土地を取得したと主張している。一方、別の財団法人Yがこの土地の所有権登記をしており、地上権、抵当権の登記を行っていた。XがYらを相手に土地所有権の確認、登記抹消を求めて訴えを提起した事件である。

第一審⁽²⁸⁾は、原告が「本国法上は権利能力を与えられた財団法人であるとするも、民法(旧)第36条(現行35条)により原告財団は日本法においてはその成立の認許のないもの、すなわち、法人格を有しないものとして取扱われ」るので、訴訟法上「原告は権利能力を有しない財団」であるとしたが、「管理機構を有する法人」なので、(旧)民事訴訟法第46条(現行29条)により当事者能力を認めるとした。ただし本案の請求は棄却した。

(26) 本判決をとりあげて藤田弁護士は、わが国の民事訴訟法の立法者の意思は民事訴訟を国内事件と国際事件に分けるものではなかったとされている(藤田泰弘「いわゆる『国際民事訴訟法』なる概念の有害無用性について—東京地裁昭和47・5・16判決を機縁として」判タ283号30頁)。

(27) 東京高判昭和49年12月20日高民集27巻7号985頁。畑場準一・判タ332号119頁、大須賀慶・ジュリ605号115号、高桑昭・ジュリ臨時増刊615号227頁。

(28) 東京地判昭和47年2月19日判時670号66頁。田辺信彦・ジュリ523号149頁。

控訴審は、「当事者能力も一つの民事訴訟法上の概念であるから法廷地法」,すなわちわが国の民事訴訟法によらし、「(旧)民事訴訟法45条(現行28条)は民法において権利能力を有する自然人,法人はすべて当事者能力があるものとしているから,財団法人も当事者能力を有」し、「控訴人財団もその属人法上法人格を付与されているものである以上,わが(旧)民事訴訟法第45条によって,当事者能力」を有するとした。

なお本件上告審最三判昭和51年3月23日⁽²⁹⁾は当事者能力について判示していない。

⑪ 東京高判昭和54年7月3日⁽³⁰⁾

事件の原告は在日トルコ人を会員とする東京トルコ協会であり,内部規約を定めて,会員の相互親睦等を目的としていた。同協会は都内に土地を取得したが,法人格がないため,所有権登記ができず,協会の会長名で登記した。その後,土地建物の所有権移転登記を請求する訴えが提起された。

第一審⁽³¹⁾は,同協会が「年一回定期総会が開かれて,多数決の原則のもとに,会長,副会長,会計,理事,監事等役員を選出や,予算の決議が行われ,その構成員の変更にかかわらず,団体として存続してきたものであり,又会長が協会を代表して会務の処理に当り,その他総会の運営,財産の管理の大綱についてもその規約において定めがなされている」ので,民事訴訟法29条の権利能力なき社団として,当事者能力を認めた。

控訴審は,同協会はもっぱらトルコ人を会員とすることから,トルコ法上の団体であるとし,「トルコ法上権利能力を有するか否かは明らかでないが,

(29) 最三判昭和51年3月23日金法797号37頁。

(30) 東京高判昭和54年7月3日高民集32巻2号126頁。山田鎌一・ジュリ臨時増刊718号307頁。

(31) 東京地判昭和50年11月27日高民集32巻2号152頁,下民集33巻9-12号1477頁,判時824号90頁。

40- パートナーシップの法人格と当事者能力（小梁）

外国法人は、国、国の行政区画及び商事会社を除くほか、その成立を認許されず（民法（旧）第36条第1項）、認許されない外国法人は権利能力がない社団、財団として取り扱われるのであり、他方、外国において権利能力がない社団、財団も本邦においてこれを権利能力がない社団、財団としてその活動を認めて差し支えない」ので、同協会は、本邦において、権利能力なき社団（現行の民事訴訟法29条）として代表者である第一審原告の名において訴えまた訴えられるとした。

⑫ 東京地判平成19年12月14日

本事件の原告は北朝鮮の政府系機関である。同国では法人格があり、当事者能力もあるが、「我が国は、北朝鮮を国家として承認して」いない（最一判平成23年12月8日）。原告はわが国のテレビ会社が北朝鮮で取材されたテレビ番組を放映しないように求めた。

東京地裁は「民事訴訟法28条によれば、当事者能力は民法その他の法令に従うとされているので、当事者能力の有無は、権利能力に関する民法その他の実体法の規定に基づいて判断され」とし、「本件における権利能力の問題は、その主体が外国の行政機関であるという点で渉外的要素を持つため、準拠法を決定する必要」があり、「行政機関の権利能力の準拠法は、原告輸出入社が設立された北朝鮮の法律である」が、「北朝鮮民法12条2項は、『機関、企業所、団体は、当該機関に登録されたときから民事上の権利を有し、又は義務を負うことができる民事権利能力とそれ自身が直接実現することができる民事行為能力を有する。』と規定していること、ここにいう『機関』とは、国家行政機関を意味すること、原告輸出入社は、北朝鮮の国家行政機関である文化省によって登録された同省傘下の行政機関であること、がそれぞれ認められ」るので、原告は「準拠法である北朝鮮の法律によって権利能力を付与されているから、民事訴訟法29条により当事者能力を有する」とした。ただし請求は棄却した。

控訴審(知財高判平成20年12月24日)は、被告テレビ会社の一部の不法行為を認め、若干の損害賠償を命じたが、上告審(最一判平成23年12月8日)は不法行為の部分を破棄し、請求全体を認めなかった。ただしいずれも当事者能力を認めている。

(2) フランスでの法人格なき団体のあつかい

フランス民事訴訟法典は、わが国民民事訴訟法28条と同じように、権利能力を有するものに当事者能力を認めているが(同32条)、権利能力なき社団に例外的に当事者能力を認めるわが国民民事訴訟法29条にあたる条文がない。

フランス破毀院の裁判例はこれまでに、民事会社(*société civile*)、商事会社(*société commerciale*)、組合(*association*)、経済利益団体(*groupement d'intérêt économique*)、財団(*fondation*)に法人格を認めて、当事者能力を認めてきた。しかし、その他の団体については当事者能力を認めていない。具体的には、設立中の会社⁽³²⁾、友好団体⁽³³⁾、協調融資のシンジケート団⁽³⁴⁾、匿名組合⁽³⁵⁾、事実上の会社⁽³⁶⁾などの法人格なき団体に当事者能力を認めていない。これらの破毀院の裁判例の事情を個別に検討すると、わが国では当事者能力を認められる可能性があるものが多い。フランス破毀院は民事訴訟法典

(32) 1983年10月25日破毀院商事部判決(82-11389)。商業登記未済の会社(設立中の会社)が商業施設の賃借権の売買の予約をし、相手方にその実行を請求した事件で、破毀院は原判決を破毀して、登記未済の会社の当事者能力を否定した。わが国の最高裁判例として設立手続中の財団法人について、(旧)民事訴訟法46条(現行29条)に基づいて当事者能力を認めた例があるから(最一判昭和44年6月26日民集23巻7号1175頁)、対照的である。

(33) 1989年3月20日破毀院第二民事部判決(88-11858)。公共住宅の居住者の「友の会」と称する団体が住民から管理費用を受け取っていたところ、公共企業体はその支払いを求めた事件で、原判決、破毀院判決ともに被告「友の会」の当事者能力を否定した。友の会に代表者・管理者が定められていたかどうかは明らかでない。わが国ではたとえば東京高判平成8年12月26日は、マンションの区分所有権者が構成する管理組合に当事者能力を認めており、ほかに民法上の組合の当事者能力を認めた事例は多い。

の規定を忠実に適用しているということができる。

これらの事例はいずれも国内事件であって、外国の団体に関するものではないが、わが国民民事訴訟法29条に相当する規定がない以上、外国の団体であっても同様の結論になろう。自国であれ、外国であれ、裁判で当事者になることができれば、その所在地にかかわらず、フランスでの当事者能力を承認するが、そもそも当事者になることができないものは当事者能力の考慮の対象にならないのである。

外国の会社には、広く当事者能力を認めるという姿勢と、法人格のない団体には当事者能力を認めないという姿勢は、一見すると矛盾するようである。この差の理由として、バルビエリ弁護士は判決の執行の問題を挙げている⁽³⁷⁾。仮に法人格の認められない団体に金銭の支払いなどを命じる判決を言い渡しても、法人格がない団体にたいして強制執行が困難であるという指摘である。

(34) 1996年12月17日破毀院商事部判決 (94-19489, 95-19550)。複数の金融機関が組成したシンジケート団による協調融資で、そのアレンジャーが参加金融機関を代表して債務者の倒産処理手続にあたって債権届けをした。管財人は債権確定手続にあたってアレンジャーの固有の債権については異議を申し立てなかったが、その他の参加金融機関分については債権を認めなかった。破毀院は協調融資のシンジケート団に法人格はなく、債権は個々の参加銀行が届け出なければならないとした。わが国ではまだ協調融資のシンジケート団の当事者能力の事例はないが、最三判昭和37年12月18日は金融機関の団体に当事者能力を認めた。

(35) 1997年3月26日破毀院第二民事部判決 (94-15528)。フランス法上、匿名組合 (*société en participation*) は組合であって、法人格はない。この事件は匿名組合を原告とする確認訴訟であるが、原告の当事者能力は否定された。わが国で対応する事例は見当たらなかった。

(36) 2003年11月18日破毀院民事第二部判決 (02-30756)。リヨンにある病院で数人の医師が「事実上の団体」(*société de fait*) として、独立した医療行為を行っているとき、社会保険機関が機関への加入と分担金の支払いを求めた事件である。破毀院は同団体に法人格がないとして、当事者能力を否定した。わが国で事実上の社団に当事者能力を認めた例がある (神戸地判昭和30年1月29日)。

(37) J.-F. Barbieri, *Bulletin Joly Société*, 2011, no 5, p.407.

メロ博士は、パートナーシップの能力というように抽象的に問題を提起するのではなく、損害賠償請求事件の被告になった場合の強制執行の可能性を中心に検討すべきであると同様の問題を指摘している⁽³⁸⁾。

(3) 法人格という概念

わが国にもフランスにも「法人格」概念がある。そしてわが国の会社法、フランスの商法典は会社に法人格を認めている。法人格を認められると、わが国では民事訴訟法28条によって外国の権利能力を有するものとしてわが国で当事者能力が認められる。さらにわが国では同29条によって法人格なき社団として当事者能力が認められることがある。

しかし、本来わが国にもフランスにもパートナーシップは存在しないから、そもそも法人格を与えることはないし、さらに本国のイギリスのパートナーシップ法制には法人格という概念自体がないのであるから、それを外国であるわが国やフランスが付与することもできない。

たしかにイギリスのパートナーシップ法はイングランドとウェールズのパートナーシップに法人格があるとは書いていない。しかし法人格の要素が、メンバーの財産とは別の独立した財産の存在 (*patrimoine d'affectation*) とメンバーの団体を形成する意思 (*affectio societatis*)、それに経営指導者の存在であるとすれば、パートナーシップと会社に大きな差はない。法人格とは団体に自然人と同じ権利を認めるための便利な表現にすぎない。

そもそもパートナーシップとシビル・ローの会社は違うのだろうか。

ここで少し歴史を振り返ってみよう。

フランスなどのシビル・ローの会社制度は、中世イタリアに誕生した合資会社と合名会社に起源がある。合資会社は10, 11世紀のイタリア港湾都市のコンメンダ (*commenda*)⁽³⁹⁾を起源としている。これは当時の先進地域のビザ

(38) A. Mairot, *Petites affiches*, 2011, no. 119, p. 19.

ンチンやイスラム圏から影響を受けたものであり⁽⁴⁰⁾、有限責任の資金提供者と無限責任を負う事業者で構成する団体であった⁽⁴¹⁾。一方、合名会社の起源は、イタリア内陸都市のコンパニア (*compagnia*)⁽⁴²⁾であり、ローマ法に起源がある。構成員全員が無限の連帯責任を負った⁽⁴³⁾。1673年のフランス商事王令は、コンメンダを合資会社 (*société en commandite*) とし、コンパニアを合名会社 (*société générale, société en nom collectif*) としている (同第3章)⁽⁴⁴⁾。

イギリスのパートナーシップもイタリアの会社制度を起源としている⁽⁴⁵⁾。

-
- (39) またはソキエタス・マリス (*societas maris*) と呼ばれる。コンメンダトール (*commendator*) またはコレガンチア (*collegantia*) などと呼ばれる資金の提供者 (有限責任構成員) とトラクタートル (*tractator*) などと呼ばれる事業者 (無限責任構成員) から構成される。
- (40) 8世紀以降、ビザンチンの船舶が地中海の海上交易の中心となり、その後のカロリング朝時代には、西欧とビザンチン、アラブ世界のあいだに相当の海上交易取引があったようである (Prosper Boissonnade, *Le travail dans l'Europe chrétienne au Moyen-âge*, 1921, p. 63, p. 135)。そのなかで船舶運航にあたる事業者と資金提供者の組合せが伝わったものと思われる。
- (41) 大塚博士は、資金提供者を「無機能資本家」(単に事業にたいして出資するだけで、企業職能を持たない者)、事業者を「機能資本家」と呼んでいる (大塚久雄『株式会社発生史論 (著作集第1巻)』(岩波書店, 1969) 20頁 (初出は、有斐閣, 1938年))。
- (42) またはソキエタス (*societas*) と呼ばれる。
- (43) J. Hilaire, *Les sociétés, Introduction historique au droit commercial*, Puf, 1986, p. 170 et s.
- (44) フランス1673年商事王令は、合資会社・合名会社の法人格について記述がない。同王令は定款に別の定めがない限り、原則として社員一人の死亡により会社は解散するとして、会社の人的要素を重視した。1807年商法典は合資会社、合名会社、匿名会社 (*société anonyme*) と匿名組合 (*association commerciale en participation*) を規定した。合資会社、合名会社は構成員の名前を冠することを要したが、匿名会社は免許取得を条件に、構成員の責任は有限とし (商法典33条)、構成員名を表示する必要がないとした (同20条)。このほかアンシアン・レジーム期から株式合資会社 (*Société en commandite par actions*) という匿名会社に無限責任を負う役員を置く形態があった。サレイユは、大革命が自律的団体を消滅させたことを述べている (R. Saleilles, *De la personnalité juridique*, 1910, p.13)。

イギリスでは、13世紀にコンメンダ型の有限責任の団体が導入され、その後15世紀にコンパニア型無限責任の団体が入ってきた。コンメンダ型は16世紀に消滅し、コンパニア型が存続し、これがジェネラル・パートナーシップとなり⁽⁴⁶⁾、20世紀にコンメンダ型がリミテッド・パートナーシップとして再生した。現在はシビル・ローの法原理と英米法の法原理は根本的に異なるが、強固な国家が形成されていなかった時代には、国法という壁がなく、イタリアの便利な制度がイギリスに入ることにとくに大きな支障はなかったのである。

一方、イギリスで会社とは有限責任の会社 (*companies*) を意味し、これには法人格が認められている⁽⁴⁷⁾。有限責任会社の発展は、合資会社、合名会社よりも遅く、重商主義の時代を待たなければならない。イギリスでは南海泡沫会社の投機事件のあと、有限責任会社の設立には免許主義がとられ、1862年有限責任会社法 (*Companies Act*) で免許主義から準則主義に改正された。

イギリスは有限責任会社に法人格を認めたが、パートナーシップには法人格を認めなかった。パートナーシップとシビル・ローの会社は起源を共通にするが、一方は「法人格」を与えられ、法主体として独立したが、他方は関係と構成された。

サレイユは「法人格論」で、「独立した形態を与えられている株式会社を除いて、旧法下で認められていた会社（注：合資会社と合名会社）は、商事会社であれ、民事会社であれ、法人格の枠組みに入らない」、「単純な組合

(45) W. Mitchell, *Early forms of Parnership*, Committee of the Association of American Law Schools, *Select Essays in Anglo-American Legal History*, Vol. 3, 1909, p. 56.

(46) 大塚久雄『株式会社発生史論（著作集第1巻）』（岩波書店、1969）114頁。ただし、大塚博士は、有限責任制が欠如したのであって、有限責任をとる資本は存在していたことを強調されている。

(47) イギリスで有限責任会社に法人格が認められるのは1897年サロモン事件判決によってである。Salomon v Salomon & Co Ltd., [1897].

(*société*, 注: パートナーシップをいうものと推測する) は人格を与えられたことがなかった」と述べている⁽⁴⁸⁾。パートナーシップと会社の経済的機能に差があるわけではなく、法人格を付与するかどうかは立法の違いに過ぎない。

4 条約の優位性

(1) わが国の条約の適用

わが国はアメリカと「日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約」(昭和28年条約第27号)を締結している。同条約は、相互に相手方の国の国民、会社が裁判を受ける権利について自国民と同等の待遇を受けることを規定し(同4条1項)、同条約にいう会社とは有限責任のものであるかどうかを問わず、コーポレーション、パートナーシップおよび会社その他の団体を意味する規定している(同22条3項)。ただし同項には仏米条約にある「法人格のある」という限定がない。

わが国の裁判例では、国際条約に基づいて、外国の法人の当事者能力を認めた例があるが(①の第一審)、その一方で条約の適用に積極的でないものもある(⑨、①)。事例のうち⑨と①をもう一度取り上げてみよう。

⑨ 東京地判昭和47年5月16日

東京地裁は、アメリカ・ニューヨーク州の法律事務所(LLP)の当事者能力をわが国民訴訟法29条の法人格なき団体の法理によって認めているが、判決の理由の前半で、日米友好通商航海条約の規定に基づいて検討している。同条約の22条3項は、同条約の適用を受ける「会社」を「社団法人(*corporations*)、組合(*partnerships*)、会社(*companies*)その他の団体」をい

(48) R. Saleilles, *De la personnalité juridique*, LNDJ, 1910, 13eme leçon (p. 299).

うと規定し、「いずれか一方の締約国の領域内で関係法令に基づいて成立した会社は、当該締約国の会社と認められ、且つ、その法律上の地位を他方の締約国の領域内で認められる」としているが、判決は、ここにいう「法律上の地位」には当事者能力は含まれないとした。

① 東京高判平成12年2月3日

第一審（浦和地越谷支判平成11年2月22日）は、ドイツの保険会社の当事者能力を認めたが、判決では1928年の日独通商航海条約を挙げ、同条約13条に「相手国の会社の法人格を相互に内国において承認し、その訴訟能力を認める旨の規定が設けられ」、同「条約の後に日本とアメリカ合衆国との間で締結された通商航海条約においては、単に、相手国の会社の法人格を相互に内国において承認し、その訴訟能力を認めるにとどまらず、広範な事業活動を認めるに至っており、これによれば、アメリカ合衆国の法人は右条約により認許されている」ので、ドイツの保険会社も同「条約によって認許されている」としてわが国での当事者能力を認めた。

一方、控訴審は、原告のドイツの保険会社は「ドイツ法に基づいて設立され本店をドイツ国内に置く外国法人であり、自動車保険等の保険業務を行う商事会社であることを認めることができるから、控訴人は、民法（旧）36条（現行35条）により、日本法上も法人格と法人能力を承認すべき外国法人であり、「日独通商航海条約の締結、批准をいうまでもなく」、当事者能力があるとした。

(2) フランスの国際条約の適用

アメリカは第二次大戦後、友好通商航海条約の締結を積極的に進めた⁽⁴⁹⁾。フランスとは戦前の1927年9月にいちど条約締結の動きがあったが、第二次大戦後、1927年案をベースに交渉が行われた。それまでアメリカが締結していた条約は、通商航海を対象とする条約であったが、フランスとのあいだで

はこれを一歩進めて、設立条約とした。単なるモノの交易から直接投資，すなわち営業拠点の相互進出にレベルアップしたのである。

フランス側もこの条約には積極的であった。国民議会は1960年10月4日に条約の締結を承認しているが、当日の審議において同院外務委員会の委員は「本条約の締結によって、アメリカの物資と資本が大規模にフランスに流入する」という期待を述べている⁽⁵⁰⁾。

仏米設立条約は、1959年11月25日に調印され、1960年12月21日に発効している。

「相手国の国民，会社にたいして互いに権利と特権を認めることによって、有利な投資と相互に利益のある通商を促進する」ことを目的とし（同条約前文），個人の入国・滞在を認め，商業活動を認めることとし（同2条），相互に相手方の国の国民，会社に裁判手続において自国民と同等の待遇を認めることとしている（同3条）。同条約で会社とは，コーポレーション (*société*)，パートナーシップおよび有限責任会社など法人格を有するものをいうと規定している（同14条4項a号）。設立国で法人格を有することが前提である。フランス破産院の事件で争われたLLPにはアメリカ州法上，法人格が認められていたので，フランスでも当事者能力が認められた。

フランスはアメリカのほかに，設立条約，友好通商航海条約などバイラテラルの国際条約を締結し，権利能力を認めている。外国の社団の能力を認め

(49) 第二次大戦後，アメリカは当時の中国（1946年），イタリア（1948年），ウルグアイ（1949年），アイルランド（1950年），コロンビア，エチオピア，イスラエル，デンマーク（1951年），日本（1953年），当時の西ドイツ（1954年），ハイチ，イラン（1955年），ニカラグア，オランダ，韓国（1956年），マスカット，オマーン（1958年），パキスタン（1959年）と精力的に条約を締結している。日本との条約は友好通商航海条約である。

(50) 1960年6月24日付け官報（*Journal officiel*）1475頁のトム＝パテノトル委員の発言。ただし，当時のクープ・ド・ミュルビル外務大臣は，フランスへの投資は本国以上の利益率が期待できる場合に行われるものであると釘をさしている。

る姿勢はあたらしいものではなく、すでにハーグ国際私法会議では1956年6月1日に「外国の会社、社団及び財団の法人格の承認に関する条約」⁽⁵¹⁾を制定しているが、フランスはその数少ない署名国のひとつであり、批准もしている。同条約は設立地の国で法人格を認められた会社・団体の法人格は締約国による相互認許を規定している(同1条)。しかし同条約の発効には5カ国の批准が必要であり、現在まで3カ国しか批准していない。外国法人を認許するにあたって、現在のフランスでは外国法人の権利が承認され、これは欧州人権条約の6条に基づいているが、権利の承認は同条約締約国の会社に限定されない⁽⁵²⁾。

フランスはイギリスとのあいだに設立条約がなく、条約によって判断することができないはずである。しかし、欧州連合機能条約や欧州人権条約によって、設立準拠法の地で裁判上の当事者になる権利が認められれば、フランスでの当事者能力を認めることになる。

③ 1993年6月30日破毀院民事第一部判決(91-11495)

アメリカ・ニューヨーク州の法律事務所であるLLP (Cleary Gottlieb, Steen & Hamilton LLP) が原告の事件である。事案の詳細は不明であるが、フランス在住の個人と同LLPとのあいだに紛争が生じ、この個人が同法律事務所の当事者能力を争った。控訴審(1990年11月8日パリ控訴院判決)は、アメリカ

(51) Convention concernant la reconnaissance de la personnalité juridique des sociétés, associations et fondations étrangères. 同条約は「法人格の存否を決定する準拠法は、設立準拠法主義によることを原則とする。ただし、現実本拠主義の国に現実の本拠を置く場合は、現実本拠主義をとる国は準拠法に基づいた設立に承認を与えなくてもよいこと等を定める」(「わが国が未批准の国際条約一覧」国立基本情報シリーズ③・国会図書館調査及び立法考査局)。民事月報22巻9号に邦訳がある。同条約にはベルギー、スペイン、フランス、ルクセンブルグ、オランダの5カ国が署名し、ベルギー、フランス、オランダ3カ国が批准しているが、5カ国の批准を要する。

(52) J.-F. Barbieri, *Bulletin Joly Société*, 2011, no 5, p.407.

カのLLPは設立地で当事者能力を認められ、1959年仏米設立条約はフランスでも当事者能力を有するとしているとして、同事務所の請求を認容した。被告の個人が上告したが、破毀院は原判決を正当であるとした⁽⁵³⁾。

⑭ 2006年2月14日フランス破毀院民事第一部判決 (05-11924)

1993年2月1日、イギリス国籍のAとB(賃貸人)は、フランスのY会社(賃借人)とスコットランドにおける雷鳥狩猟場用地の賃貸借契約(英文)を結んだ。AとBは契約後、賃貸借契約の当事者として有限責任会社のX社を設立したが、Y社は会社設立による契約当事者の変更に同意していなかった。Y社が賃貸料の支払いを滞ったため、X社はY社にたいしてフランスの裁判所に賃料の支払いを求める訴えを提起した。

控訴院(1999年11月5日パリ控訴院判決)は、賃貸借契約の時点でAとBはジェネラル・パートナーシップを形成したとして、その後Y社の承諾なしに、有限責任会社X社に改組したから、Y社はX社とのあいだに契約関係がないとして、X社の請求を棄却した。X社が上告した。2002年9月18日破毀院判決(00-14785)は、原判決は準拠法であるイギリス法の検討を充分に行っていないとして、同判決を破毀し、控訴院に差し戻した。

差戻し後、控訴院(2004年11月3日パリ控訴院判決)は、AとBがパートナーシップを有限責任会社に改組することについてY社は異議を述べなかったとし、また改組後も賃貸借契約の延長のための交渉を続けたとして、Y社に賃料支払いを命じた。

2006年2月14日破毀院民事第一部判決(05-11924)は、差戻し後の原判

(53) この事件のあと、上記と同じCleary Gottlieb, Steen & Hamilton LLPの当事者能力が争われた事件がある。事案の詳細は不明であるが、当事者は同事務所はフランスに事務所を設け、登記をしていた。1994年9月7日パリ控訴院判決は、仏米設立条約の3条(相互の自国民待遇の保障)と14条4項(自国民待遇を認める会社等にパートナーシップを含む)に基づいて、LLPのフランスでの法人格を認め、当事者能力を認めた。

決が契約時の当事者であるパートナーシップが登録されていなかったこと、したがって法人格がなかったことまでは認定したが、イギリス法の十分な検討が不足であるとして、あらためて2004年パリ控訴院判決を破棄し、再度差し戻した。

この事件では、AとBがパートナーシップを形成したと擬制されている。しかしこのパートナーシップは登録されておらず、イギリスにおいてそもそも裁判の当事者となることができない。したがってフランスでは当事者能力を認める余地がないのである。

⑮ 2011年3月17日破毀院民事第一部判決(10-30.283)⁽⁵⁴⁾

本件はアメリカ・ミネソタ州の法律事務所であるLLP (Oppenheimer, Wolff & Donnelly LLP) の当事者能力が問題となっている。

フランスの会社(原告)が商標使用許諾ライセンス契約を結んでいたが、その後契約の相手方と紛争が生じ、裁判になった。原告会社は、上記LLPのパートナーの弁護士を代理人に選任して争ったが、敗訴したため、同弁護士が十分な弁護をしなかったとして、同LLPと同弁護士を相手に損害賠償請求の訴えを提起した。

原判決(2009年11月10日パリ控訴院判決)は、LLPにはフランスの民事訴訟における当事者能力がないとして、同事務所にたいする原告会社の請求を却下し、また弁護士個人の責任については、法律事務所に属する弁護士は事務所の協力者であって、事務所に勤務し、事務所から報酬を得て、事務所の名において顧客に対応しているだけなので、事務所から独立したものではないとして、弁護士の責任も問えないとした。

これにたいして原告会社が仏米設立条約に基づいてLLPには当事者能力が

(54) B. Dondero, *D.*, 2011, p. 1463; J.-F. Barbiéri, *Bulletin Joly Sociétés*, no. 5, 2011, p. 407; R. Mortier, *JCP.*, Ed., E., 2011, No. 24, 1454.

あり、原判決には条約の解釈の誤りがあるなどとして上告した。

破毀院は、パートナーシップの当事者能力について、1959年仏米設立条約4条は、アメリカで適法に設立されたパートナーシップであって、アメリカで法人格が認められているものはフランスでも法人格を認めると規定しており、原判決には条約の解釈の誤りがあるとした。また、法律士事務所は、事務所所属の弁護士が事務所のために行った行為について民事責任を負うが、この責任は事務所だけではなく、弁護士個人も負うとし、原判決を破毀し、ヴェルサイユ控訴院に差し戻した。

国際条約は国内法に優先する法規範であるから、フランス破毀院が国内法の規定に優先して、仏米条約を適用するのは妥当といえよう。この点で、日米条約や日独条約の適用に消極的なわが国の裁判例は対照的な姿勢であるといえよう。

5 結論

(1) パートナーシップと会社のハイブリッド型の開発

法制審議会は、2003年5月から国際私法の現代化の検討を開始した。そこではパートナーシップなどの権利能力のない団体の準拠法についても議論されていた。旧法例には、自然人の能力一般について準拠法の規定があったが、法人については規定がなく、法人格のない団体についても当然規定がなかった。法制審議会部会では、とくにビジネス界から取引の安全のために、明文規定を求める声があり、スイス国際私法⁽⁵⁵⁾のような規定を設けることを希望する意見もあった。そこで、権利能力なき社団について従来と同様に特段の

(55) スイス国際私法は、法人の属人法について設立準拠法主義をとり(同154条1項)、権利能力なき団体については現に管理運営している地を連結点とし(同2項)、またパートナーシップについては契約と法性決定している(同150条2項)。

規定を設けないとする考え方、設立準拠法主義に立って規定を設けるという考え方の二つが検討されたが、結果としては「権利能力なき社団・財団について、そもそも従属法の適用により判断する問題なのか、それとも問題となる場面ごとに、問題となる法律問題、権利関係ごとに個別に準拠法を決定していくべきかといった点、それから従属法の適用を受ける事項と考えられる場合には、どのような法が従属法となるかといった点について、やはり十分な学説上の議論が成熟していない」として、規定は設けられなかった。権利能力なき団体の能力については依然として解釈によることになる。

現在進行している経済のグローバリゼーションは、モノやカネの移動だけではなく、ヒト、すなわち経済主体の移動を大規模に引き起こしている。経済主体としては、自然人よりも団体が主役である。現代社会では、経済の活性化のために様々な事業主体が法制化されており、わが国で会社として認められている団体の形態のほかに経済主体として多様なものが存在している。

パートナーシップはイギリスからアメリカに移植され、パートナーシップは本来小規模の事業を少数の共同体で行うものであったが、アメリカでは資本の蓄積と課税への対応のため、会社構造を組み合わせたハイブリッド型が開発されている。こうしたあらたな動きに個別の立法、改正で対応することは容易ではない。パートナーシップからリミテッド・パートナーシップが派生して、もともとのパートナーシップはジェネラル・パートナーシップとなった。さらにそこからリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ(LLP)が派生した⁽⁵⁶⁾。LLPの構成員の責任は有限であるが、課税は構成員を対象とする。また、リミテッド・ライアビリティ・リミテッド・パートナーシップ(LLLP)は、LLPに類似するが、リミテッド・パートナー

(56) アメリカではじめてLLPを立法化したのは、1991年のテキサス州である。これは、savings & loanなどの破綻について、これらの金融機関に法律上の助言をしていた法律事務所、会計事務所の責任を問う訴訟が提起されたためとされている。

シップから派生したもので、ジェネラル・パートナーの責任にも限度が設けられている。リミテッド・ライアビリティ・カンパニー (LLC) も構成員の責任は有限であり、課税はLLC単位または構成員単位の選択が可能である。

こうしたアメリカのあたらしいパートナーシップあるいはそのハイブリッド型はイギリスに逆上陸している。イギリスではアメリカ法の影響を受けて、リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ法 (Limited Liability Partnership Act 2000) (LLP法) が制定された。これは従来のパートナーシップとは異なり、構成員全員が有限責任を負担するもので、法人格を有する⁽⁵⁷⁾。

わが国もイギリスと同様にアメリカの影響を受けている。わが国では長いあいだパートナーシップは異質な制度であったが、最近、わが国の実体法にもパートナーシップが登場している。1998年には「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」(平成10年法律第90号) が制定された。これは契約によって無限責任組合員と有限責任組合員で形成する組合であり、2004年に「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改正され、「事業者に対する投資事業を行うための組合契約であって、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約する」組合であり(同1条)、一種のリミテッド・パートナーシップであり、同法はLPS法 (limited partnership法) と呼ばれている。2005年には「有限責任事業組合契約に関する法律」(平成17年法律第40号) が制定されている。これは「共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約であって、組合員の責任の限度を出資の価額とする」(同1条) 団体である。会社でも組合でもない新たな事業の主体として創設されている。投資事業有限責任組合は、有限責任組合員と無限責任組合員で構成されるが、有限責任事業組合は組合員すべてが有限責任であり、リミテッド・ライアビリテ

(57) イギリス政府の広報による (<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/12/contents>)。説明第5項は「本法はLLP、すなわちcorporate bodyであり、構成員と別の法人格を有する法主体を創設する」と説明する。

ィ・パートナーシップ (LLP) である。以上は組合であって、契約による団体である。さらに2005年に制定された会社法 (平成17年法律第86号) は、合同会社の制度を設けている。合同会社は会社であり、法人格を認められるが (会社法3条)、社員全員が有限責任であり、この点で従来の合資会社と異なる。これはリミテッド・ライアビリティ・カンパニ (LLC) とされている⁽⁵⁸⁾。わが国の合資会社、合名会社の形態はシビル・ロー系であって、アメリカの機関投資家や弁護士事務所にはなじみがない。そこで投資資金を広く吸収するためにより一般性の高いアメリカ型のパートナーシップ形式を採用したのである。わが国のビジネスの世界ではパートナーシップという団体の形式にたいする違和感は少なくなっている。

経済主体の多様化は、フランスも同様である。ただしパートナーシップを制度化するという方法ではなく、会社という形式によっている。フランスでは事業主体として伝統的に匿名会社 (株式会社)、合資会社、合名会社があり、20世紀に入ってドイツにならい有限会社制度が導入された。会社は単なる契約とは異なり、社員が会社を形成しようという意思 (*affectio societatis*)⁽⁵⁹⁾ に基づくものであり、これは民法典1832条に基礎を置いている。しかし起業を促進するため、1985年に一人有限会社を認め、1994年には簡易株式会社制度を新設して、そのなかで一人簡易株式会社を認めた。同時に会社制度をとらず、事業者の財産を倒産処理手続上、隔離する制度が設けられている。2003

(58) たとえば、2009年9月1日、西友は従来の株式会社から合同会社に改組した。これは「経営の効率化、つまりスピードをもって会社の意思決定」をするためであるとされている (座談会「合同会社等の実態と課題」商事法務1944号9頁 [伊藤氏発言]。具体的には取締役会決議の事務を指している。

(59) J. Hamel, *L'affectio societatis*, *Revue trimestrielle de droit civil*, 1925, p. 50. アメル教授は、アフェクチオ・ソシエタチスの要素として、財産の集積、利益を実現する意図、利益を分配する意図を挙げ、会社と契約関係を分けるものは、会社の形成意思であると述べている。来住野究「*affectio societatis*について」『比較会社法研究』(成文堂, 1999) 503頁、大野實雄「一任会社と*affectio societatis*」早法52巻1号1頁 (1977年)。

年に個人事業主による差押禁止財産の宣言を認め、さらに2010年には有限責任個人事業主制度を設けている。

これらの経済主体とわが国の事業者が商業上の契約を結んだとしよう。その契約から紛争が生じた場合、わが国には存在しない経済主体がわが国における民事訴訟の当事者になることもあり得ないことではない。これらのさまざまな事業主体の当事者能力を法人格という、シビル・ロー固有の概念だけをもって判断することは妥当ではないだろう。

(2) 承認アプローチ

団体に権利や義務を付与することは国家の主権的な行為といえることができる。当事者能力もそのひとつである。民法上の認許は、この考え方に基いて、外国がその地で設立された団体に一定の権限を認めていると考えることができる。すなわち設立準拠法の地の訴訟法によって当事者能力を認められている団体は、法人格の有無にかかわらず、わが国でもその権限を認めるとすることである。従来から、外国のパートナーシップの当事者能力について、団体の設立準拠法のなかの訴訟法によるとする考え方があった。承認アプローチはこの考え方とは異なる。外国裁判所の判決の承認制度が外国判決をわが国の民事訴訟法118条の要件の視点から検討しているように、単に設立準拠法の訴訟法によって判断するのではなく、わが国の訴訟法の法理から判断することを要する点が異なっている。外国の団体の権限について民事訴訟法に規定がないという批判にたいしては、公平な裁判を受ける権利という観点からの理念、条理によると考えれば足りるであろう。

そして相互に当事者能力などの権限を承認することを規定した国際条約が存在すれば、条約は国内法に優先して適用されるべきであるから、国際民事訴訟法という国内法によるのではなく、国際条約に基づいて当事者能力を認めることが必要だろう。条約の適用に躊躇する必要はない。

【参考1】2011年の試験問題

事例の設定：

XとYは、共に日本法に基づいて設立され、日本に主たる営業所を有する会社であり、Xは銀行業を、Yはリース業を営んでいる。Aは、甲国法に基づいて設立され、甲国に主たる営業所を有し、その地で代表者を定めて登録されたパートナーシップである。Aは、甲国においてマンションの建築・分譲事業をするための資金を得るために、Xとの間で、日本の裁判所を管轄裁判所とし、乙国法を準拠法とする消費貸借契約（以下「本件ローン契約」という。）を締結した。XとYは、XがAに貸し付けた金額の返済につき債務不履行があった場合に備えて、Yを保証人とする保証契約（以下「本件保証契約」という。）を締結した。マンションは完成したものの、その後甲国の不動産市場が不況となったために分譲は進まず、Aは、Xに対する利息の支払を怠り、本件ローン契約に従い期限の利益を失うこととなった。

問題：

Xは、管轄合意に基づき、Aに対して、本件ローン契約に基づく残債務の支払を求めて日本の裁判所に訴えを提起した。Aは、日本の裁判所で訴訟当事者になることはできるか。甲国法上、パートナーシップには法人格はないが、当事者能力は認められているものとして答えなさい。

この問題について、公表された「出題の趣旨」は次のように説明している。

第1問は、法人格のないパートナーシップの日本の裁判所における当事者能力の有無、保証契約の準拠法及び法定地位の準拠法について問うものである。第1問の設問1は、外国法（甲国法）によって設立された法人格のないパートナーシップの日本の裁判所における当事者能力の有無を問うものである。複数の考え方があり得るが、例えば、法廷地法である民事訴訟法第28条

の「その他の法令」としての法人の従属法に関する国際私法規則の解釈を示した上で、同法第29条を適用するなどの処理を行う必要がある。

出題の趣旨に基づき、またわが国の裁判例にしたがうと、解答としては次の点を論じる必要があるだろう。

当事者能力は国際民事手続の問題である、「手続については法廷地法」によるの原則により、パートナーシップの設立された甲国の民事訴訟法ではなく、法廷地であるわが国の民事訴訟法によってこの問題は判断される。わが国民事訴訟法28条は「当事者能力、訴訟能力及び訴訟無能力者の法定代理は、この法律に特別の定めがある場合を除き、民法その他の法令に従う」と規定している。わが国の国際私法である「法の適用に関する通則法」もこの法令に含まれ、同法に基づいて外国のパートナーシップの能力の準拠法を定めることになるが、同法は法人の能力の準拠法を規定していない。この点について学説・裁判例は、設立準拠法主義を採用しているから、本件パートナーシップの能力は、その設立準拠法である甲国法によって判断される。同パートナーシップは甲国法上法人格が認められていないが、当事者能力は認められている。そうするとわが国民事訴訟法29条は、法人格なき団体にも当事者能力を認めているので、わが国で当事者能力が認められる。

一方、承認アプローチではより単純である。すなわち設立準拠法の地で当事者能力を認められていれば、法人格の有無を問うことなく、わが国の国際民事訴訟法の法理にしたがって判断することになる。本問題では、国際条約の有無は明らかでないから、わが国の国際民事訴訟法の法理によることになる。わが国は欧州評議会のオブザーバーではあるが、欧州人権条約の加盟国ではないから、この条約によることはできないので、権利能力を有するものにわが国で裁判を受ける権利を認めるという国際民事訴訟法の条理に基づい

て当事者能力を認めることになる。

【参考2】イギリス、フランスと日本の事業主体

国名	団体の名称	社員の責任	拠
イギリス	ジェネラル・パートナーシップ (GP)	無限責任	PS法
	リミテッド・パートナーシップ (LP)	無限責任と有限責任の混在	LP法
	リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ (LLP)	有限責任	LLP法
	有限責任会社 (<i>limited liability company</i>)	有限責任	会社法
フランス	合名会社 (<i>société en nom collectif</i>)	無限責任	商法典
	合資会社 (<i>société en commandite</i>)	無限責任と有限責任の混在	商法典
	有限会社 (<i>société à responsabilité limitée</i>)	有限責任	商法典
	株式会社 (<i>société anonyme</i>)	有限責任	商法典
	匿名組合 (<i>société en participation</i>)	無限責任と有限責任の混在	商法典
	一人有限会社 (<i>Entreprise unipersonnelle à responsabilité limitée, EURL</i>)	有限責任	商法典
	複数株主簡易株式会社 (<i>Société par action simplifiée pluripersonnelle</i>)	有限責任	商法典
	一人簡易株式会社 (<i>Société par action simplifiée unipersonnelle, SAS Unipersonnelle</i>)	有限責任	商法典
有限責任個人事業制度 (<i>entreprise individuelle à responsabilité limitée, EIRL</i>)	有限責任部分の特定	商法典	
日本	民法上の組合	無限責任	民法
	匿名組合	無限責任と有限責任	商法
	合名会社	無限責任	会社法
	合資会社	無限責任と有限責任	会社法
	合同会社 (日本版LLC)	有限責任	会社法
	株式会社	有限責任	会社法
	有限責任事業組合 (日本版LLP)	有限責任	民法特例法
	投資事業有限責任組合 (日本版LP)	無限責任と有限責任	民法特例法